

行政評価シート（事務事業評価）			評価年度	26年度
事業名	居宅介護予防支援事業		担当課	保健課
細分化した事業名	居宅介護予防支援事業			

1 計画(PLAN):事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	誰もが安心して暮らせるまちづくり		
	政策	地域の絆を深める福祉社会の実現		
	施策	高齢者福祉の充実		
関連する個別計画等	介護保険計画（第5期）	根拠条例等	介護保険法	

2 計画(PLAN):事務事業の概要

事業の目的	要介護状態にならないような、予防重視のケアマネジメントを行うことにより、対象者の生活機能維持・改善を図る
事業の手段	要支援1・2と認定された者に対して初回訪問を実施し支援をする上で解決すべき課題の把握及び分析を行う。解決すべき課題に対し最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、居宅サービス計画（ケアプラン）の原案を作成をする。当該計画原案に位置つけた介護予防サービスの担当者を招集、サービス担当者会議を開催し、ケアプラン内容の説明を行い同意を得てケアプランの交付を行う。プラン作成担当者は、対象者・サービス実施状況の把握のため、毎月1回訪問を行う。
事業の対象	介護認定の結果、新予防給付対象者（要支援1・2）と判定された者

3 実施(DO):投入費用及び従事職員の推移(インプット=費用+作業)

		23年度	24年度	25年度
A	事業費 (千円)	4,566	4,618	5,662
財源内訳	国・県支出金			
	その他(使用料・借入金ほか)			
	一般財源	4,566	4,618	5,662
B	担当職員数(職員E) (人)	0.83	0.83	1.23
C	人件費(平均人件費×E) (千円)	5659	5550	7983
D	総事業費(A+C) (千円)	10225	10168	13645
主な事業費用の説明		収入:サービス計画費(通常4,120円、初回加算3,000円)、職員給与費一般会計繰入金 支出:サービス事業費(需用費、委託料、負担金)、職員給与費		

注)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した、23年度(6,819千円)、24年度(6,687千円)、25年度(6,491千円)を使用しています。

4 実施(DO):事業を数字で分析(アウトプット=事業量)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			23年度	24年度	25年度
活動指標	1 サービス計画費収入	国保連からの計画収入費の積み上げ	7,193,880円	8,083,440円	9,169,280円
	2 計画作成件数	国保連へ報告した作成件数の積み上げ	1,674件	1,888件	2,144件
	3 前回要支援の認定者数	前回の認定で要支援の認定となり、今回の認定を受けた者の数	243人	261人	285人
妥当性		<input checked="" type="checkbox"/> A 妥当である <input type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない			
上記活動指標と妥当性の説明	1	作成したプランに対する報酬であり、通常収入 4,120円/件、初回加算 3,000円/件である。			
	2	地域包括支援センター及び委託事業所にて立てたプランの件数である。			
	3				

5 評価(CHECK): 事務事業評価 (アウトカム=成果・効果)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			23年度	24年度	25年度
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	介護度維持・改善率	155/243 63.8%	172/261 66.3%	180/285 63.1%
	2				
	3				
成果		<input type="checkbox"/> A 上がっている <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input type="checkbox"/> C 上がっていない			
上記指標の妥当性と 成果の内容説明	1	加齢に伴い、多くの高齢者は心身機能が低下し要介護状態が重くなっていくが、介護予防サービスを利用することにより、6割の方が介護度が重くならず維持することができている。			
	2				
	3				

事務事業総合評価	<input type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input checked="" type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input type="checkbox"/> C 期待以下の達成
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 改善(ACTION): 今後の事務事業の展開

今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 拡大 (コストを集中的に投入する) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 (事務的な改善を実施する) <input type="checkbox"/> 全部改善 (内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要) <input type="checkbox"/> 縮小 (規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する) <input type="checkbox"/> 廃止 (廃止の検討が必要)
事務事業の改善案	改善の概要・方向性 (いつまでに、どういう形で具体化するのか)
	26年度の改善計画 (今後の事業展開説明) 要支援認定を受けた方に対し、住み慣れた自宅での生活が行えるよう支援を行っている。要支援認定を受けていてもサービス利用に至らないケースがあり、継続的な支援が必要である。また、利用希望は無いが申請を行っているケースについては、認定申請段階での関わりが必要と考える。 現行、全国一律の予防給付 (訪問介護・通所介護) を平成29年4月までに市町村事業へと移行される。市町村が中心となって生活支援サービスの充実・介護予防の推進を図ることで、高齢者が利用可能な多様なサービスが地域で提供されることとなる。 市として、どのようなサービスが必要とされているのか、国の動向と合わせながら検討していくことが求められている。
過去の改善経過	地域包括支援センターでの新規申請受け付けの際に、窓口での相談体制の充実を行っている。 介護予防事業の普及、啓発、充実により、要介護認定を受けなくてはならない方の心身機能の維持・改善を図っている。
課長所見	介護保険新規申請者には、心身の状態を的確に判断し、適正な指導が行われるよう関係部署と連携を図っていく。 また、2017年に市町村事業となる「介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護支援ボランティアや潜在的な地域資源など、あらゆる人々や組織が協力・協働を図り、役割を果たすことで実効性の高いものとなるような事業の展開を考えていく。